

第2章

青少年を取り巻く環境と課題

1 青少年を取り巻く社会環境

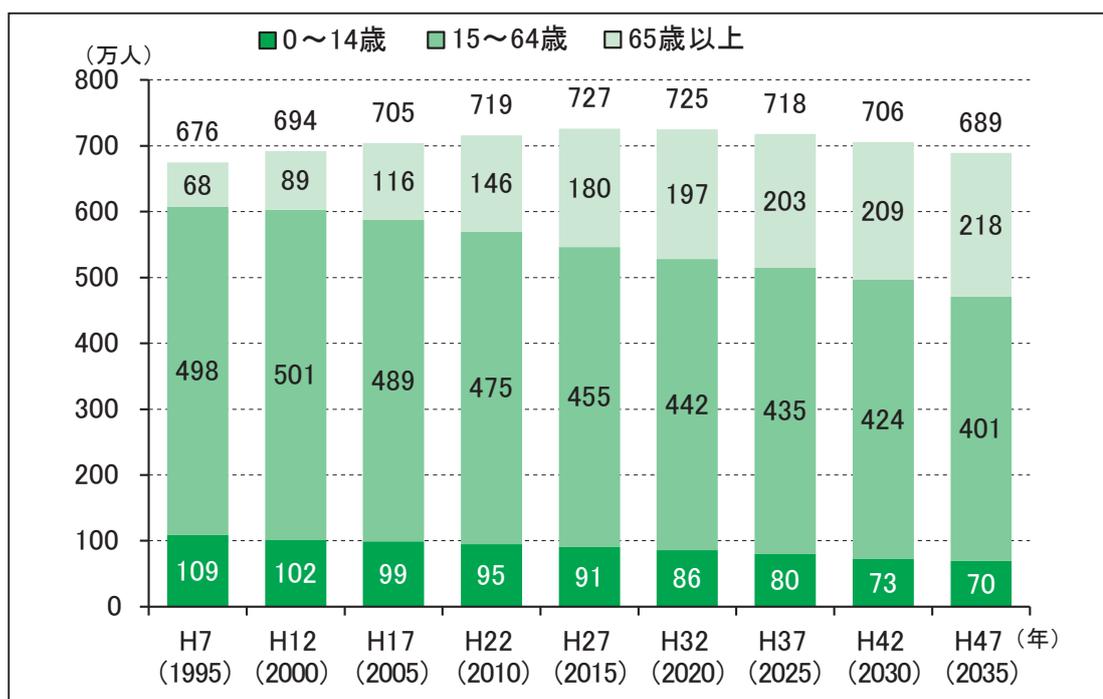
(1) 人口減少・少子高齢化

我が国の人口は、平成20年をピークとして減少局面に入りました。これは本県も例外ではなく、本県の将来人口の見通しによると、県人口は間もなく減少に転じるものと見込まれています（図表1）。

また、総務省の国勢調査によると、本県の30歳未満人口は平成2年の277万人をピークに減少し、平成27年は201万人となっています。総人口に占める30歳未満人口の割合は、昭和50年代に50%を割って、平成27年には27.7%にまで低下しています（図表2）。

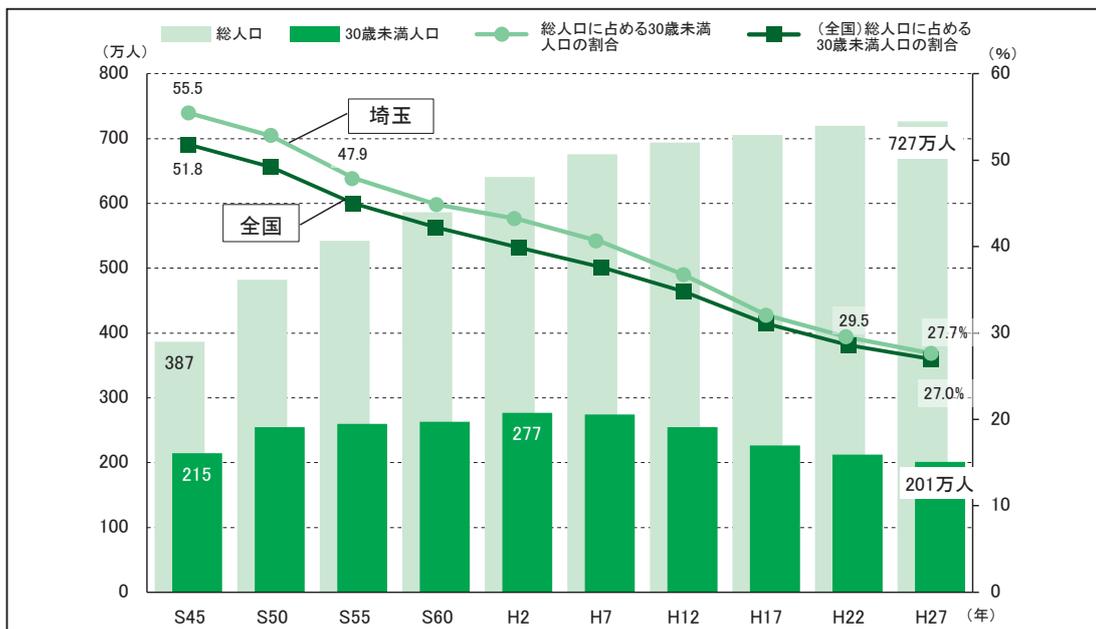
あわせて、世帯構造も変化しています。厚生労働省の国民生活基礎調査によると、本県の児童のいる世帯の割合は、平成28年で22.4%になっています（図表3）。

(図表1) 本県の将来人口の見通し（年齢3区分別）



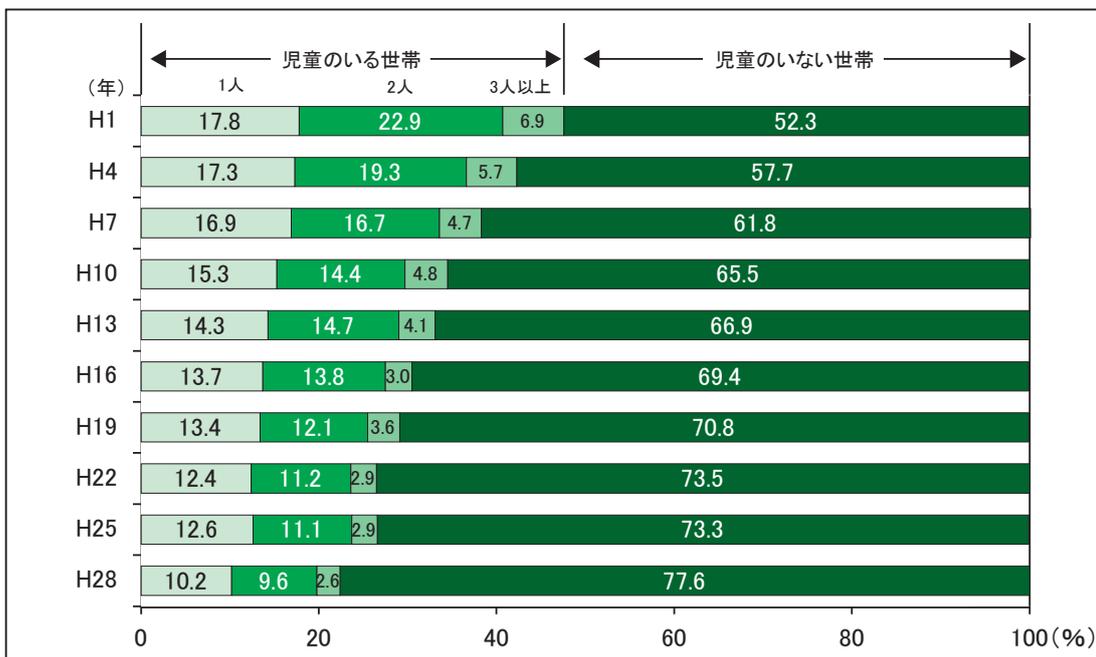
出典：総務省「国勢調査」（～H27）、埼玉県推計（H32～）

(図表2) 本県の総人口及び30歳未満人口の推移



出典：総務省「国勢調査」

(図表3) 児童数別にみた世帯数の構成割合（埼玉県）



出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

(2) 情報化社会の進展

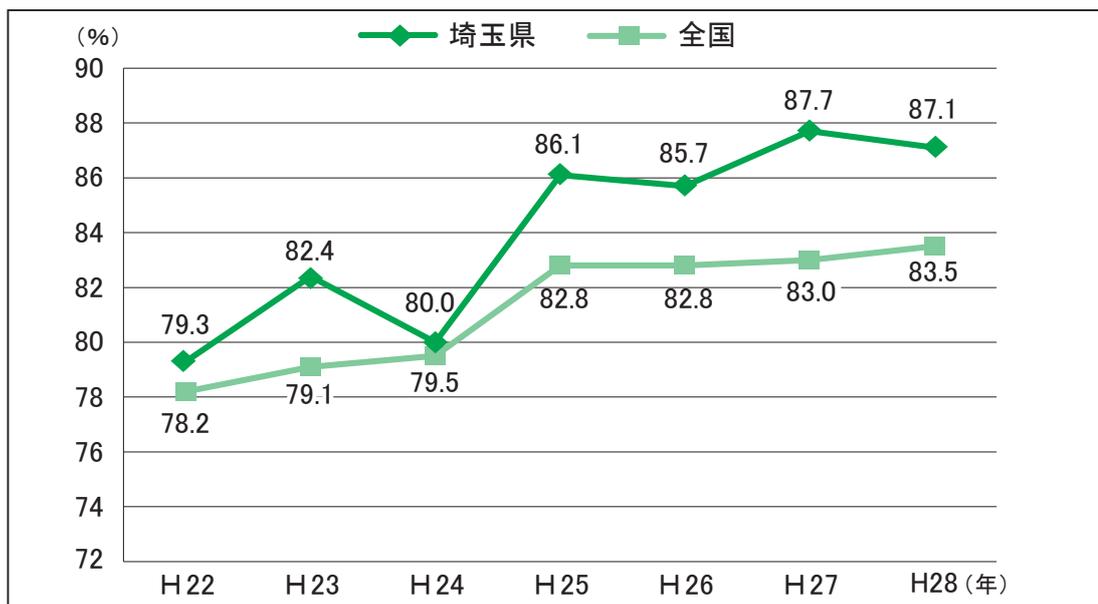
情報通信技術（ICT）は、経済の成長や生活の利便性の向上に不可欠なツールとして目覚ましい発展を遂げてきました。

ICTの進展とともに、パソコンやスマートフォン、タブレット端末な

どのデジタル機器が急速に普及し、私たちはインターネットを通じて様々な情報を簡単に取得することができるようになりました。総務省の通信利用動向調査によると、本県の平成28年のインターネットの利用者の割合は87.1%となっています（図表4）。

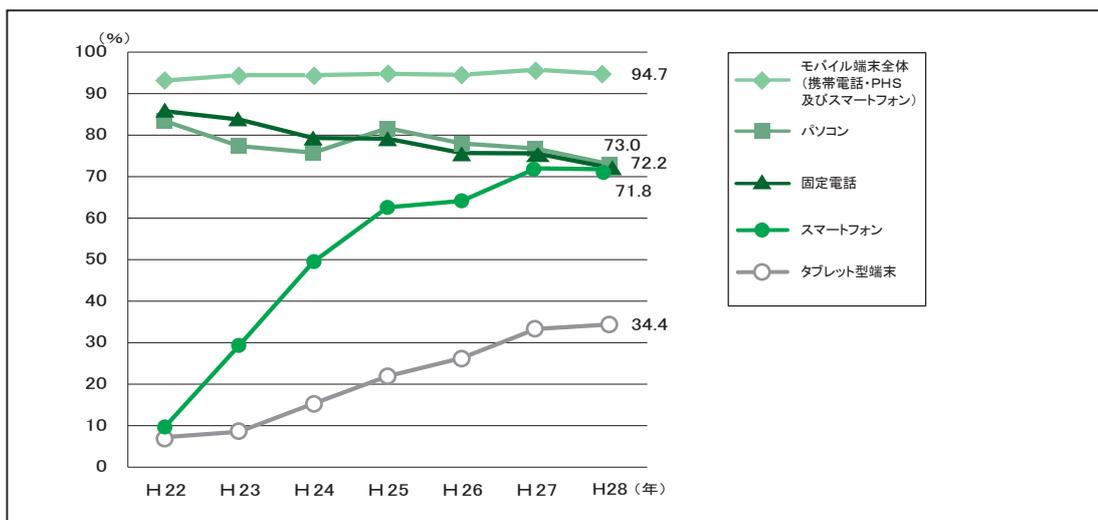
とりわけ、近年は、スマートフォンやタブレット端末の普及により、いつでもどこでもインターネットを通じたつながりが可能になり、ツイッターやフェイスブックといったソーシャル・ネットワークサービス（SNS）の利用が個人、企業ともに拡大しています（図表5）。

（図表4） インターネット利用者の割合（個人）



出典：総務省「通信利用動向調査」

（図表5） 主な情報通信機器の世帯保有状況（全国）



出典：総務省「通信利用動向調査」

(3) グローバル化の進展

交通手段、ICTの進歩等による国境を越えた人・モノ・情報等の流れが加速し、経済、社会、文化など様々な分野でグローバル化が進んでいます。

外務省の海外在留邦人数調査統計によると、海外在留邦人の総数は平成28年10月1日現在約134万人で、調査開始以降最多となっています(図表6)。

また、法務省の在留外国人統計によると、本県の平成28年12月末現在の在留外国人数は約15万人で5年前と比べると約1.3倍に増加しています(図表7)。

(図表6) 海外在留邦人数の推移

(単位:人) 各年10月1日現在

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 対前年比 H28/H27 | H28/H23 |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------------|---------|
| 長期滞在者 | 782,650 | 837,718 | 839,516 | 853,687 | 859,994 | 870,049 | 1.01 | 1.11 |
| 永住者 | 399,907 | 411,859 | 418,747 | 436,488 | 457,084 | 468,428 | 1.02 | 1.17 |
| 計 | 1,182,557 | 1,249,577 | 1,258,263 | 1,290,175 | 1,317,078 | 1,338,477 | - | - |

出典：外務省「海外在留邦人数調査統計」

(図表7) 在留外国人数の推移

(単位:人) 各年12月末現在

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 対前年比 H28/H27 | H28/H23 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------------|---------|
| 全国 | 2,078,508 | 2,033,656 | 2,066,445 | 2,121,831 | 2,232,189 | 2,382,822 | 1.07 | 1.15 |
| 埼玉県 | 119,727 | 117,845 | 123,294 | 130,092 | 139,656 | 152,486 | 1.09 | 1.27 |

出典：法務省「登録外国人統計」(H23)、「在留外国人統計」(H24～)

(4) 雇用情勢の改善、就業構造の変化

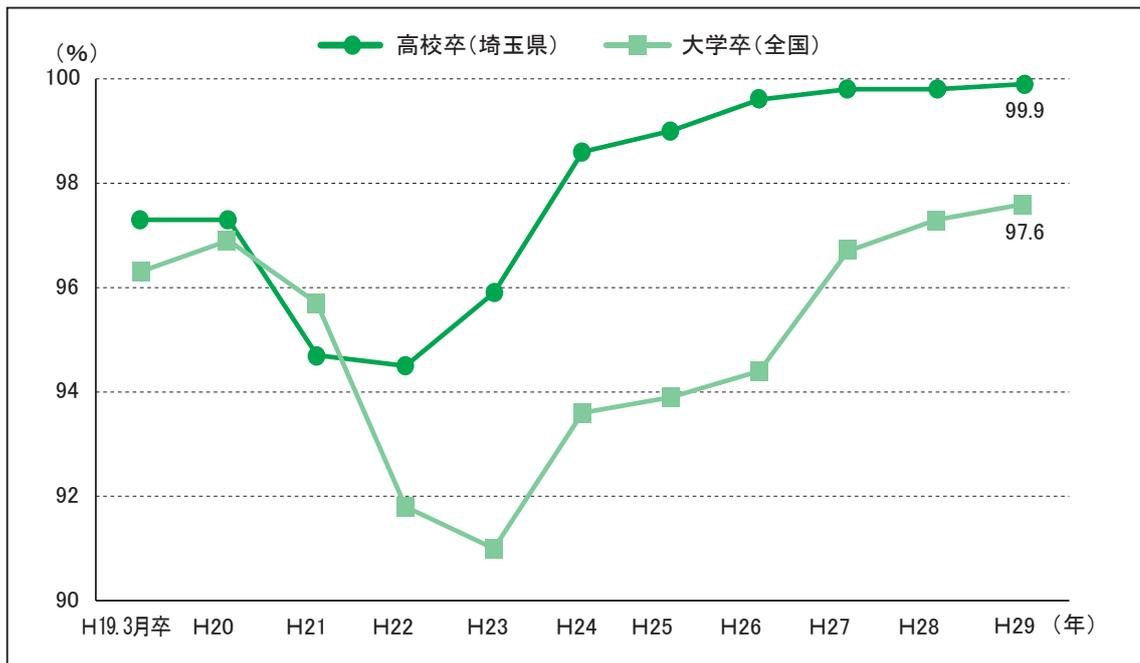
平成20年に発生したリーマンショック後に急激に悪化した雇用情勢は、緩やかな改善傾向が続いています。平成22年に5.2%だった本県の完全失業率も、平成28年には3.1%まで改善しました。

また、新規学卒者の就職率も改善傾向が続いています(図表8)。

一方、経済のサービス化の進展に伴い、就業構造も変化しています。第2次産業の就業者が減少する一方、第3次産業の就業者が増加しています。

さらに、正規雇用者数が横ばいで推移する中、非正規雇用者数は年々増加しています。自らの希望で非正規の仕事を選ぶ人もいる一方、正規就業を希望しながらやむなく非正規で働く人も非正規就業者の6人に1人を占めています。

(図表8) 大学・高校卒業者の就職率の推移



出典：厚生労働省「大学等卒業者の就職状況調査」(4月1日現在)
 埼玉労働局「新規高等学校卒業生職業紹介状況」(3月末現在)

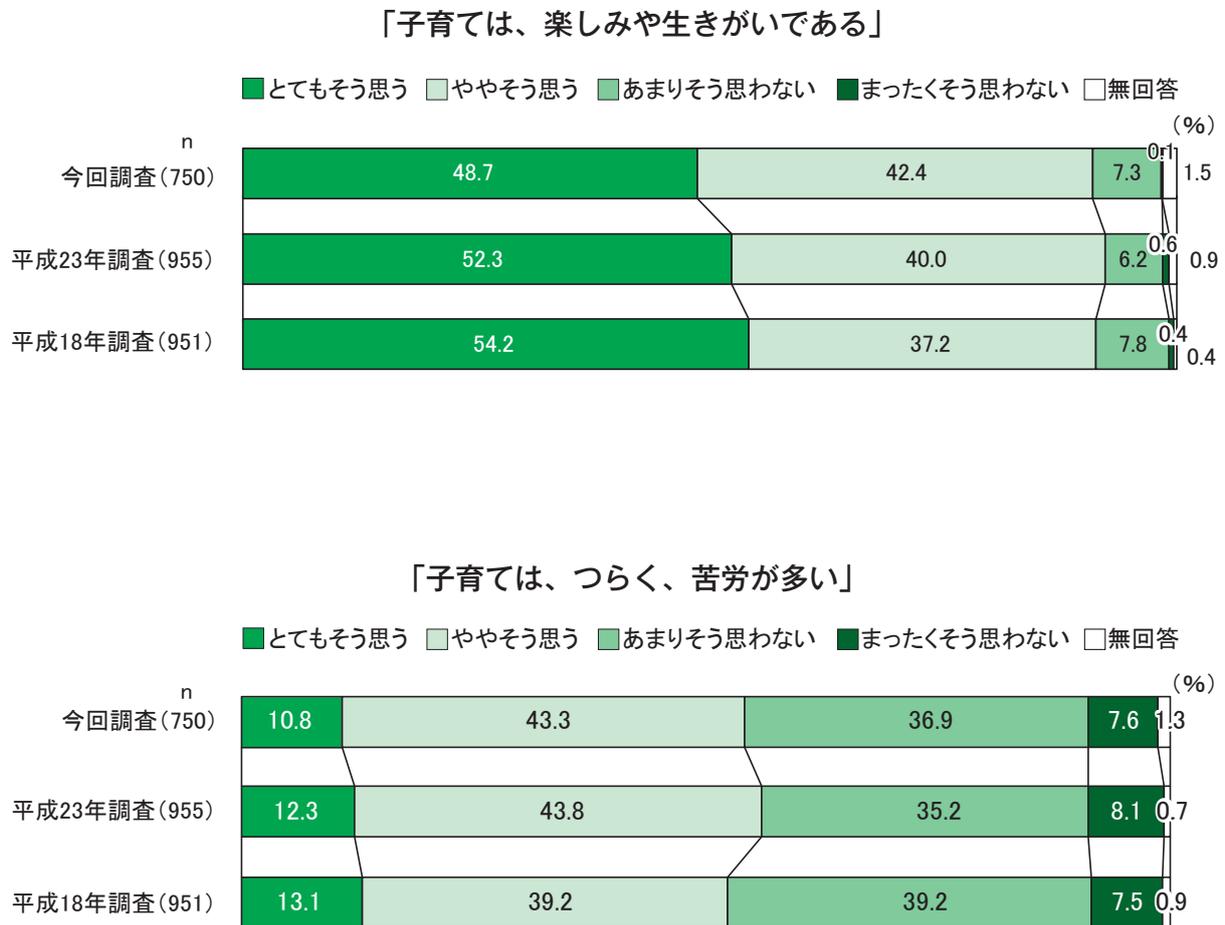
2 青少年を取り巻く家庭・地域環境

(1) 家庭環境

本県の平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査によると、『子育ては、楽しみや生きがいである』という考えに対して、「とてもそう思う」または「ややそう思う」と回答した保護者の割合は、91.1%となっています。

一方、『子育ては、つらく、苦勞が多い』という考えに対してでは、保護者の54.1%が「とてもそう思う」または「ややそう思う」と回答しています（図表9）。

(図表9) 子育てに対する考え

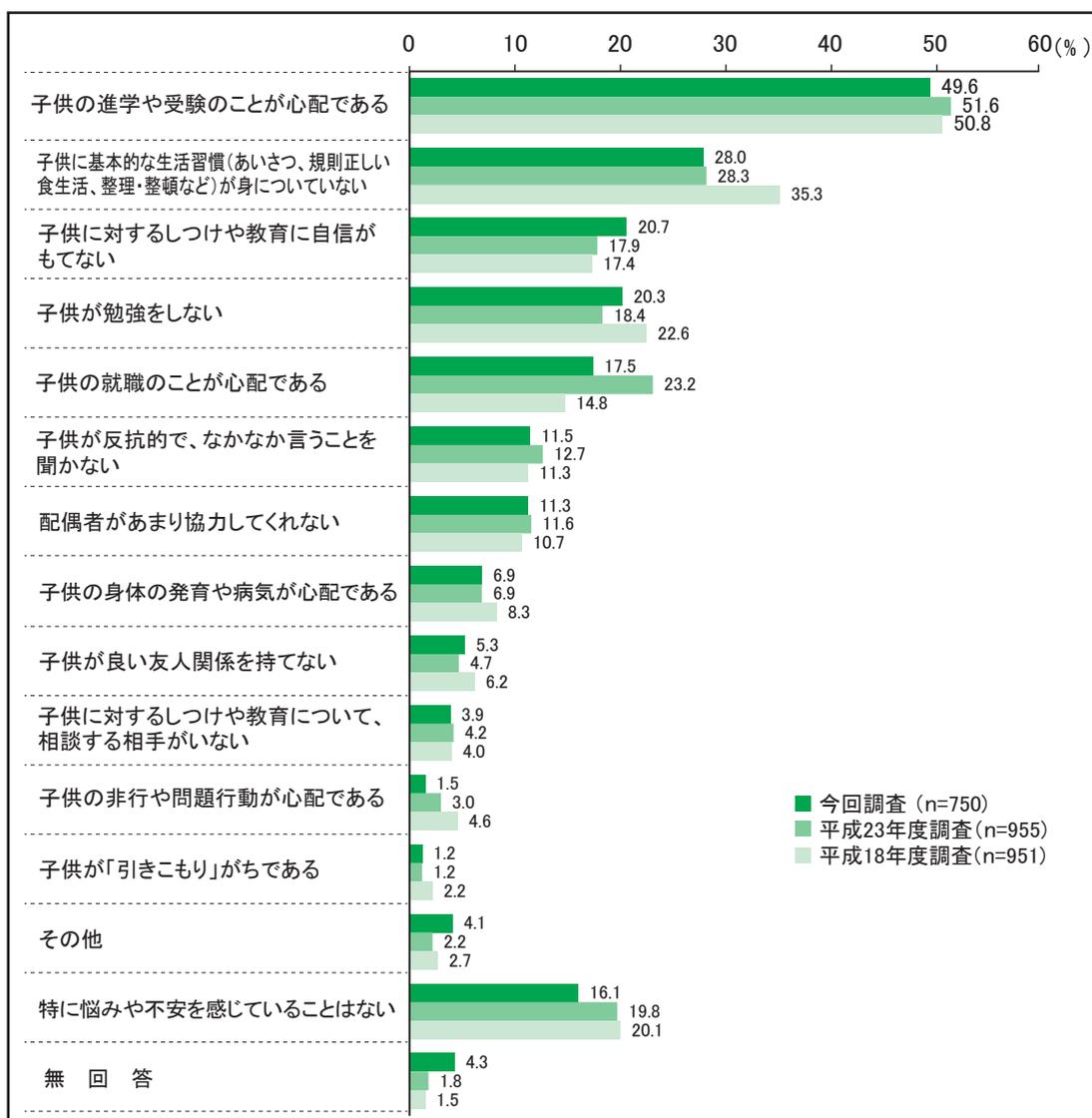


出典：平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査

また、子供のしつけや教育についての保護者の悩み・不安（複数回答）では、「子供の進学や受験のことが心配である」（49.6%）が最も多く、「子供に基本的な生活習慣（あいさつ、規則正しい食生活、整理・整頓など）が身につけていない」（28.0%）、「子供に対するしつけや教育に自信がもてない」（20.7%）と続いています。

経年変化で見ると、「子供に対するしつけや教育に自信がもてない」は増加し、「子供に基本的な生活習慣（あいさつ、規則正しい食生活、整理・整頓など）が身につけていない」は減少しています（図表10）。

（図表10） 子供のしつけや教育についての保護者の悩み・不安

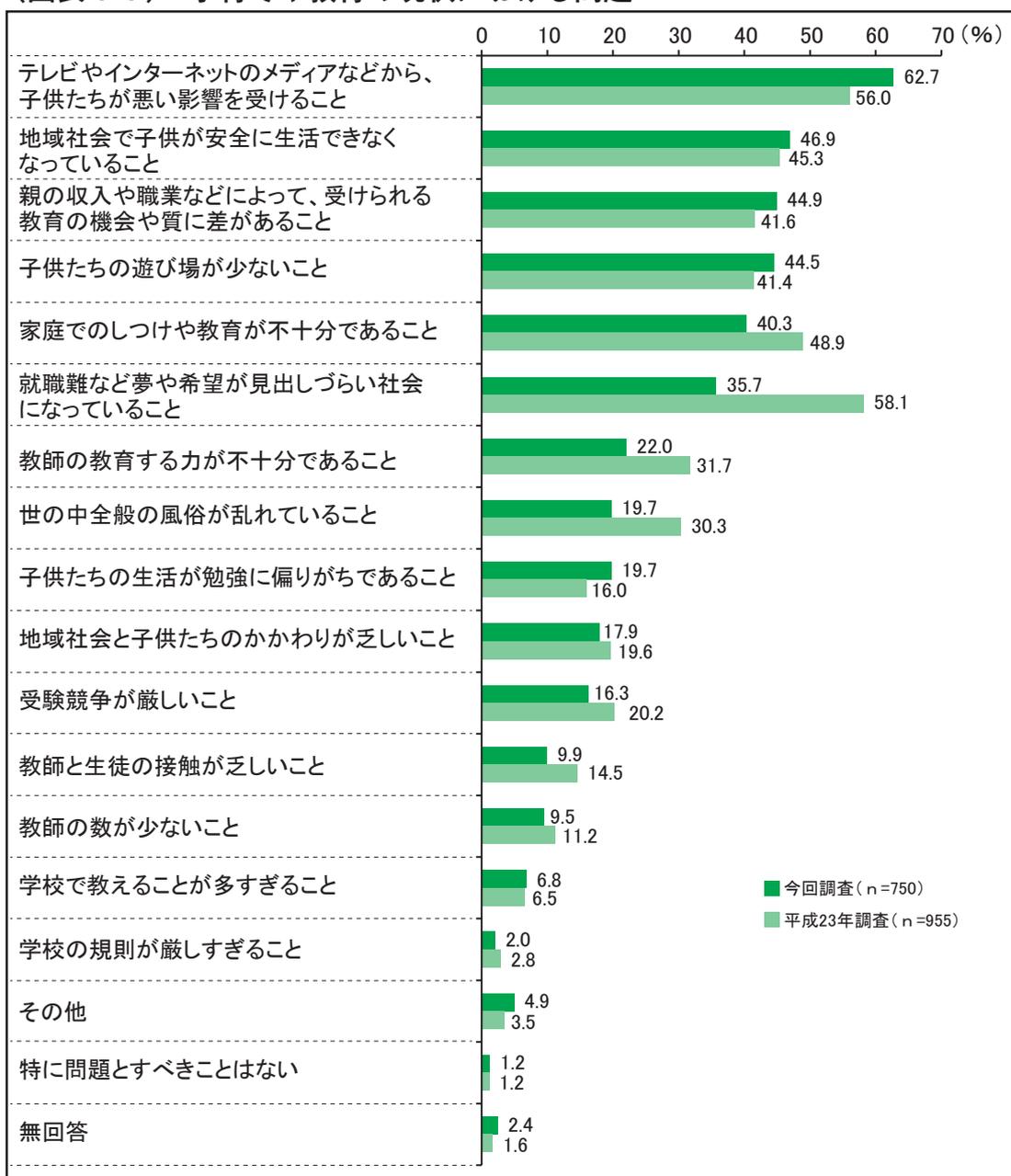


出典：平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査

(2) 地域環境

本県の平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査によると、保護者が考える子育てや教育の現状における問題（複数回答）のうち、地域環境に関するものを見ると、「地域社会で子供が安全に生活できなくなっていること」が46.9%（第2位）、「子供たちの遊び場が少ないこと」が44.5%（第4位）、「地域社会と子供たちのかかわりが乏しいこと」が17.9%（第10位）となっています（図表11）。

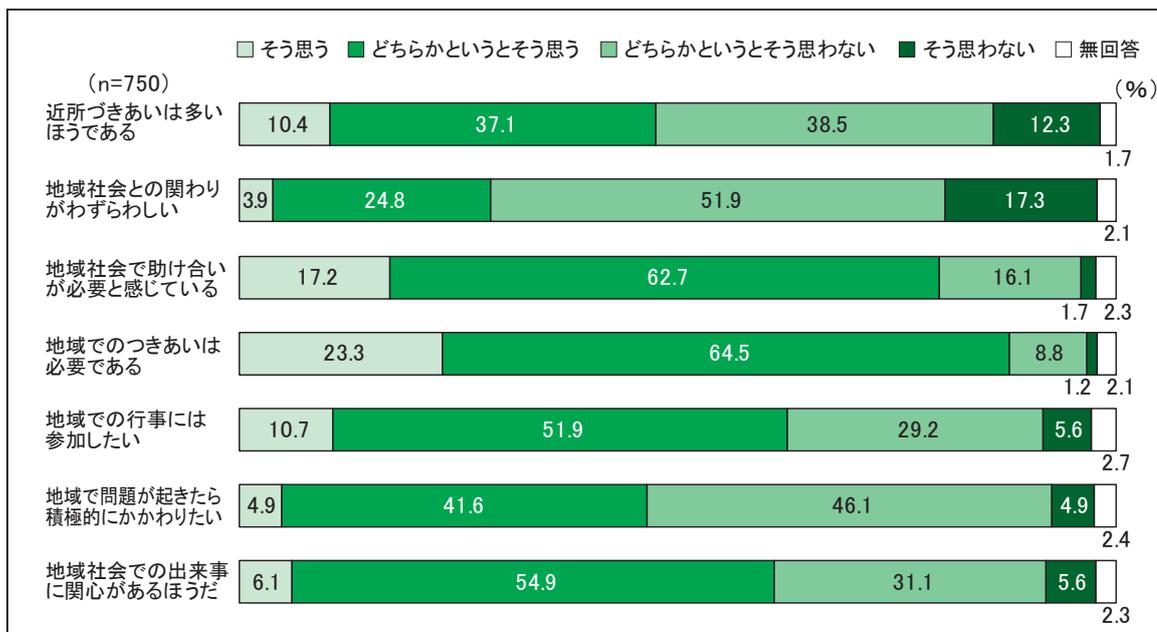
(図表11) 子育てや教育の現状における問題



出典：平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査

また、地域との関わり・関心で、「そう思う」または「どちらかというところ思う」と回答した保護者の割合は、「地域でのつきあいは必要である」が87.8%、「地域社会で助け合いが必要と感じている」が79.9%、「地域での行事には参加したい」が62.6%などとなっています（図表12）。

（図表12） 地域との関わり・関心



出典：平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査

3 青少年をめぐる現状と課題

(1) 非行

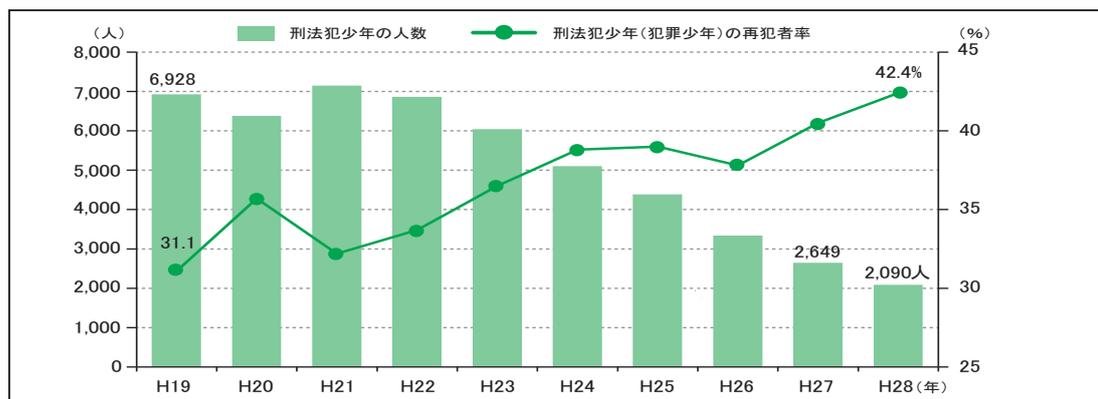
本県の刑法犯少年※¹の数は減少傾向で推移し、平成28年は2,090人と前年に比べて559人減少しています(図表13)。また、不良行為少年※²も減少傾向にあり、行為別で見ると深夜はいかいと喫煙で全体の約8割を占めています(図表14)。

一方、刑法犯少年(犯罪少年)の再犯者率は年々高くなっており、平成28年は42.4%と過去10年で最も高くなっています(図表13)。

加えて、少年による凶悪な事件が発生するなど、少年非行は依然として厳しい状況にあります。非行問題を抱える少年や保護者が相談できる体制を充実するとともに、家庭・学校・地域が連携して非行防止や非行少年の立ち直りを支援していくことが必要です。

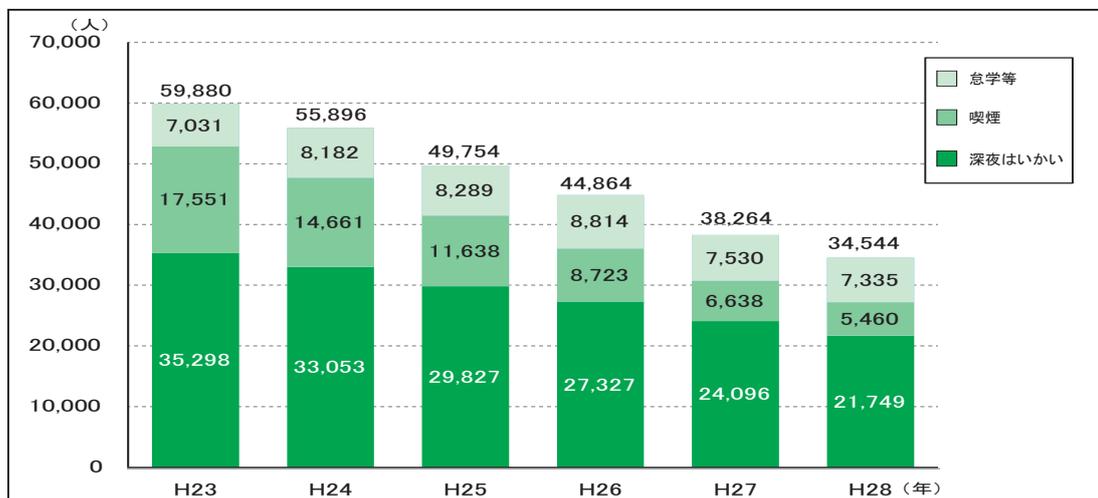
- ※1 刑法犯少年
刑法等に規定する罪(交通関係除く。)を犯した少年(犯罪少年)及び犯罪に触れる行為をした少年(触法少年)をいう。
- ※2 不良行為少年
飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

(図表13) 刑法犯少年の推移、再犯者率の推移(埼玉県)



出典：埼玉県警察本部調べ

(図表14) 不良行為少年の推移(埼玉県)



出典：埼玉県警察本部調べ

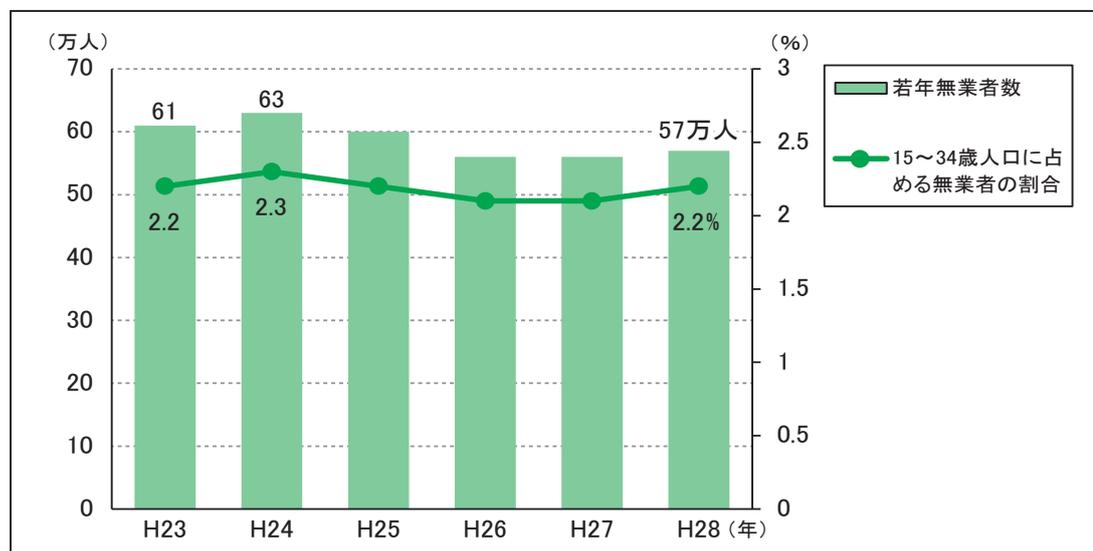
(2) 若年無業者（ニート）、ひきこもり

総務省の労働力調査によると、全国の15～34歳人口に占める無業者の割合は、2%台で推移しており、平成28年の若年無業者（ニート）は全国で約57万人となっています（図表15）。

また、内閣府の平成27年度若者の生活に関する調査によると、ひきこもりの若者（15～39歳）は、全国で54万1千人と推計されています（図表16）。

就労支援や学校における取組の充実に加え、教育、労働、福祉、保健、医療などに関わる支援機関や民間団体との連携を強化し、状況に応じて専門的な支援をきめ細かく行うことが必要です。

(図表15) 若年無業者数及び15～34歳人口に占める無業者の割合の推移（全国）



出典：総務省「労働力調査」

(図表16) ひきこもり群の定義と推計数（全国）

| | 有効回収率に占める割合 | 全国の推計数 | |
|-----------------------------------|-------------|--------|----------|
| ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける | 0.35% | 12.1万人 | 狭義のひきこもり |
| 自室からは出るが、家からは出ない 又は自室からほとんど出ない | 0.16% | 5.5万人 | |
| ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときにだけ外出する | 1.06% | 36.5万人 | 準ひきこもり |
| 計 | 1.57% | 54.1万人 | 広義のひきこもり |

(注) 1 ア) 現在の状態となつて6か月以上の者のみ

イ) 「現在の状態のきっかけで」「病気(病名)」に統合失調症又は身体的な病気を記入した者、「妊娠した」を選択した者又は「その他()」に自宅で働いている旨や出産・育児をしている旨を記入した者を除く。

ウ) 「現在働いていますか」で、「専業主婦・主夫又は家事手伝い」と回答した者を除く。

2 総務省「人口推計」(2015年)によると15～39歳人口は3,445万人のため、広義のひきこもりの推計数は上記のとおりとなる。

出典：内閣府 平成27年度「若者の生活に関する調査」

(3) 障害のある子供・若者

本県の18歳未満の障害者手帳所持者の数は、平成28年度末現在で、1万8,124人となっています（図表17）。

障害のある子供や若者が地域の一員として育ち、一人一人の状況に合わせて就労や社会参加が図られるよう、環境を整えていくことが求められています。

特に、発達障害は一見ただけでは分かりにくく周囲の理解が得られないため、適切な関わりが遅くなることがあります。このため、支援や配慮が受けられるよう、発達障害について正しく理解し適切に支援できる人材を育成するとともに、親への支援、診療・療育体制の充実、就労の支援などを進めていく必要があります。

(図表17) 18歳未満の障害者手帳所持者数(埼玉県)

| | 平成28年度末 |
|------------------|---------|
| 身体障害者手帳所持者数 | 4,171人 |
| 療育手帳所持者数 | 12,922人 |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者数※ | 1,031人 |

※参考

15歳未満の発達障害児の人数 約60,500人（国の調査をもとに推計）

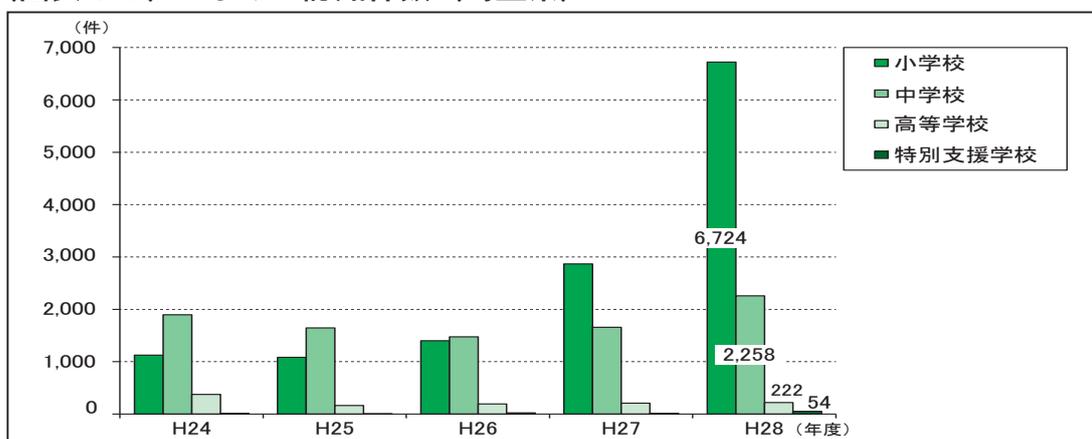
出典：埼玉県福祉部調べ

(4) いじめ

本県の国公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、平成28年度は9,258件となり増加傾向にあります（図表18）。これは、各学校等で積極的にいじめを認知し解消に向けた取組を行っていくという意識の向上によるものと捉えています。

今後も、「いじめは絶対に許されない」という意識を醸成するとともに、児童生徒が示す変化を見逃さないようアンテナを高く持ち、いじめ防止に向けた取組を進めることが重要です。

(図表18) いじめの認知件数(埼玉県)



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

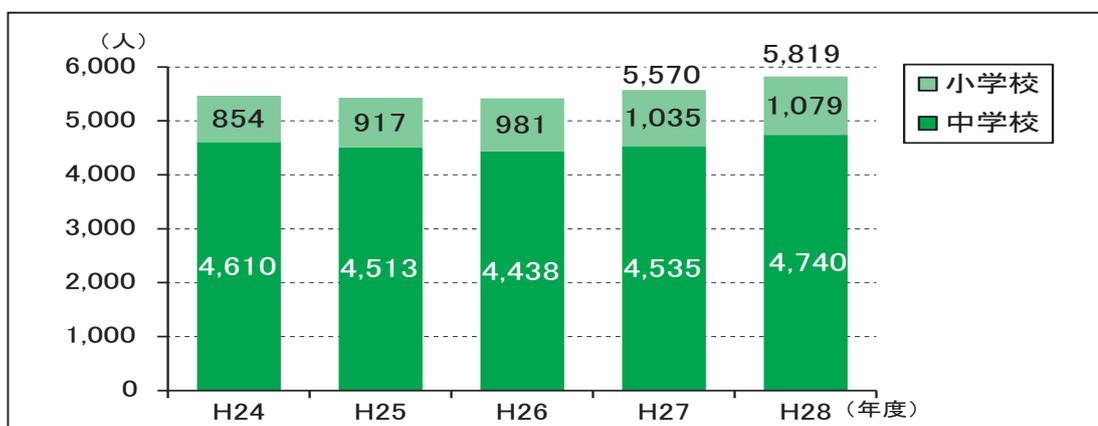
(5) 不登校、高校中退

本県の国公立校における平成28年度の不登校児童生徒数は、小・中学校では5,819人で前年度から249人増加しています（図表19）。

また、本県の国公立高等学校の平成28年度の中途退学者数は、2,005人で前年度より減少しています（図表20）。

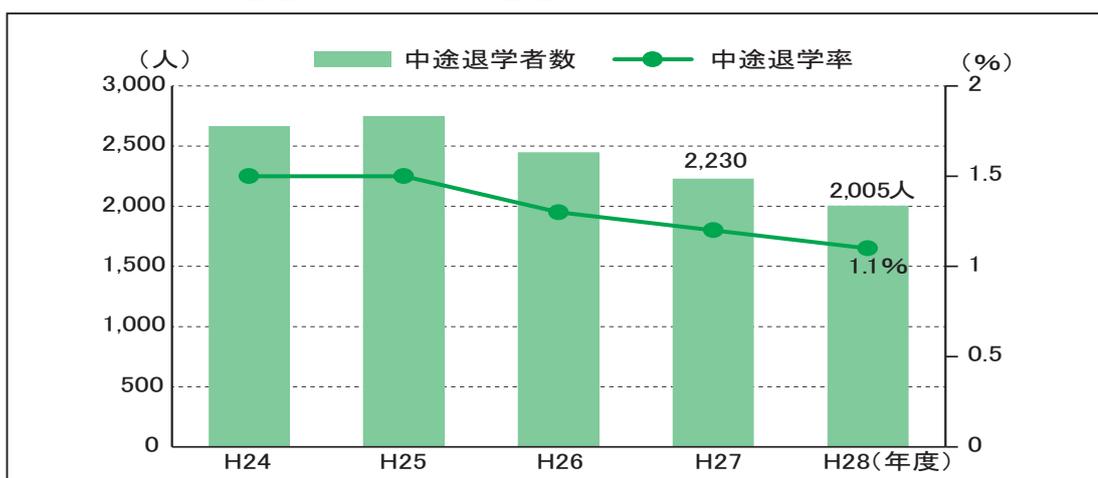
不登校には様々な背景や理由があります。そこで、社会において自立的に生きる基礎を養うため、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応や、未然防止・早期対応の取組が必要です。また、高校中途退学には生徒が自分自身を見直し、高校生活に意義を感じることができるよう支援や本人の適性にあった進路選択に向けた支援が重要です。

(図表19) 不登校児童生徒数（埼玉県）



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(図表20) 中途退学者数及び中途退学率（埼玉県）



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(6) 子供の貧困

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、平成27年の子供の貧困率※は13.9%になっています。前回調査に比べて2.4ポイント低下しましたが、なお、高い水準にあります（図表21）。

また、本県において、経済的な理由により就学困難と認められ就学援助を受けている小・中学生は、平成27年度は73,822人となりました。平成27年度の就学援助率は13.21%で、平成7年度の約4倍になっています（図表22）。

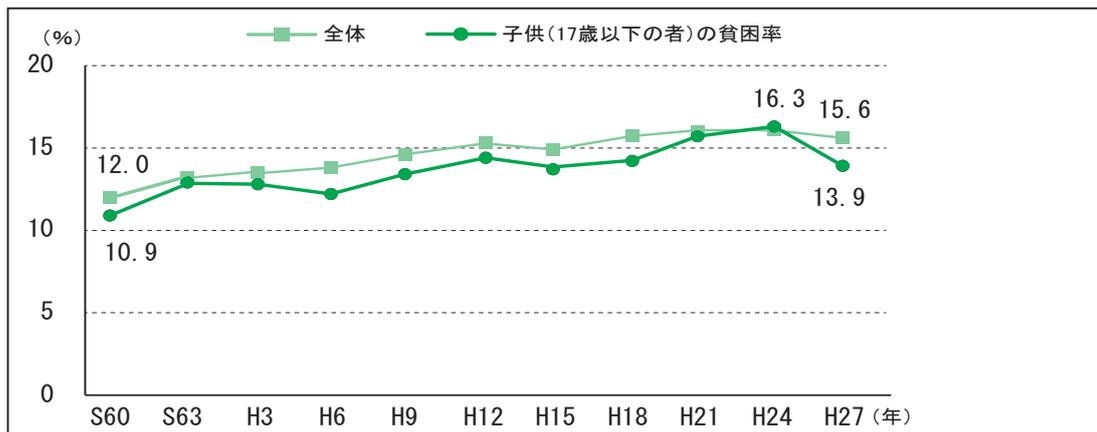
子供の将来が生まれ育った環境に左右されないよう、教育、生活、就労及び経済的支援を行い、子供の貧困対策を進めることが重要です。

※ 貧困率（相対的貧困率）

等価可処分所得の中央値の半分である貧困線に満たない世帯員の割合。

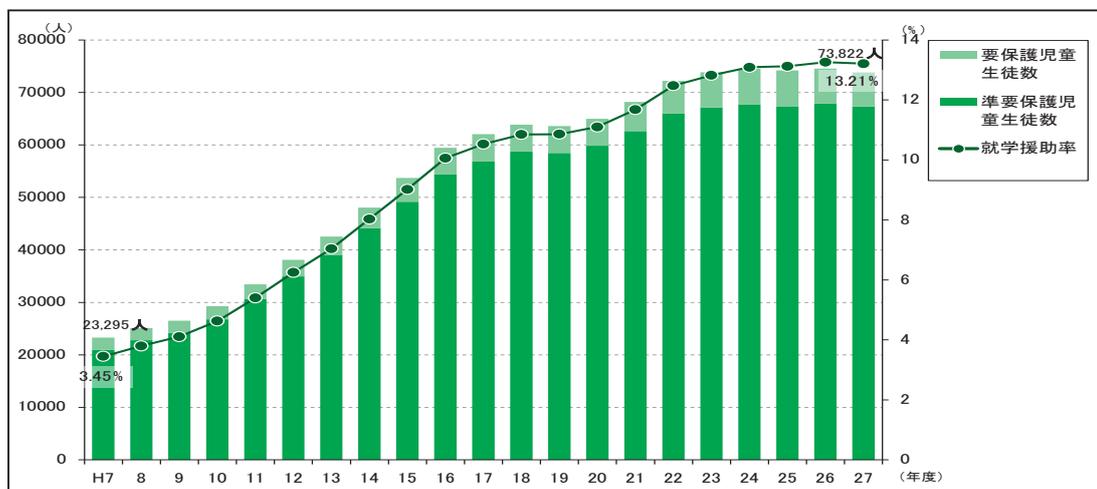
なお、平成27年の貧困線は122万円となっている。

(図表21) 貧困率（相対的貧困率）の年次推移（全国）



出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

(図表22) 小学生・中学生に対する就学援助の状況（埼玉県）



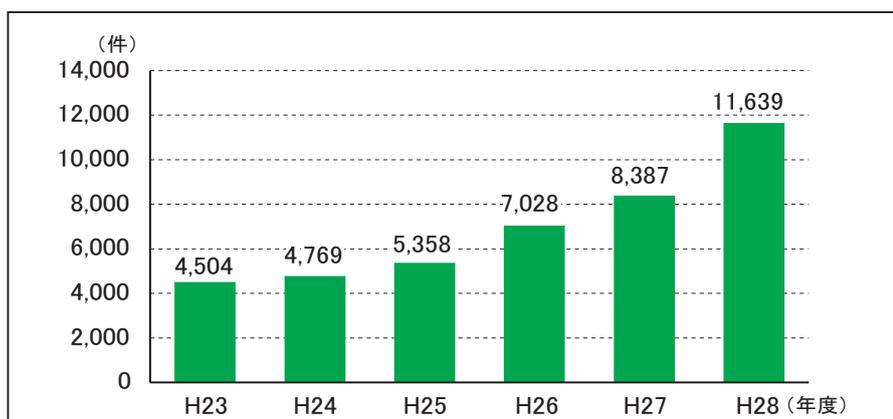
出典：文部科学省「要保護及び準要保護児童生徒数について」

(7) 児童虐待

県内の児童相談所で受け付けた、平成28年度の児童虐待相談受付件数は11,639件で、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行された平成12年以降で最多となりました(図表23)。

児童虐待は子供の心身の発達及び人格形成に重大な影響を与えるもので、児童虐待対策は喫緊の課題です。虐待相談への的確・迅速な対応、虐待を受けた子供へのケアや再発防止のための家族全体への支援などに加え、虐待を未然防止するため地域全体で子育て家庭を支援していくことが必要です。

(図表23) 児童虐待相談受付件数の推移(埼玉県)



出典：埼玉県福祉部調べ

(8) 若者の自殺

若い世代の自殺は深刻な状況です。厚生労働省の人口動態統計によると、平成28年の本県の15～34歳の各年代の死因の第1位は自殺となっています(図表24)。

自殺の背景には、個人の問題や事情だけでなく様々な社会的要因があることから、自殺防止のためには、関係機関・団体が連携し、社会的な取組を総合的に実施していくことが必要です。

(図表24) 平成28年における年齢階級別にみた死因順位(埼玉県)

| 年齢階級 | 1位 | | 2位 | | 3位 | | 4位 | |
|--------|-------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|
| | 死因 | 死亡数 | 死因 | 死亡数 | 死因 | 死亡数 | 死因 | 死亡数 |
| 15～19歳 | 自殺 | 31 | 不慮の事故 | 14 | 悪性新生物 | 8 | その他の新生物 | 3 |
| 20～24歳 | 自殺 | 68 | 不慮の事故 | 16 | 悪性新生物 | 8 | その他の神経系の疾患 | 8 |
| 25～29歳 | 自殺 | 69 | 悪性新生物 | 22 | 不慮の事故 | 11 | 心疾患(高血圧性を除く) | 8 |
| 30～34歳 | 自殺 | 74 | 悪性新生物 | 34 | 不慮の事故 | 17 | 心疾患(高血圧性を除く) | 16 |
| 35～39歳 | 悪性新生物 | 83 | 自殺 | 73 | 心疾患(高血圧性を除く) | 34 | 不慮の事故 | 23 |
| 40～44歳 | 悪性新生物 | 158 | 自殺 | 102 | 心疾患(高血圧性を除く) | 78 | 脳血管疾患 | 54 |
| 45～49歳 | 悪性新生物 | 267 | 自殺 | 127 | 心疾患(高血圧性を除く) | 123 | 脳血管疾患 | 82 |
| 50～54歳 | 悪性新生物 | 482 | 心疾患(高血圧性を除く) | 164 | 自殺 | 117 | 脳血管疾患 | 99 |
| 55～59歳 | 悪性新生物 | 686 | 心疾患(高血圧性を除く) | 207 | 脳血管疾患 | 93 | その他の症状 | 92 |

出典：厚生労働省「人口動態統計」

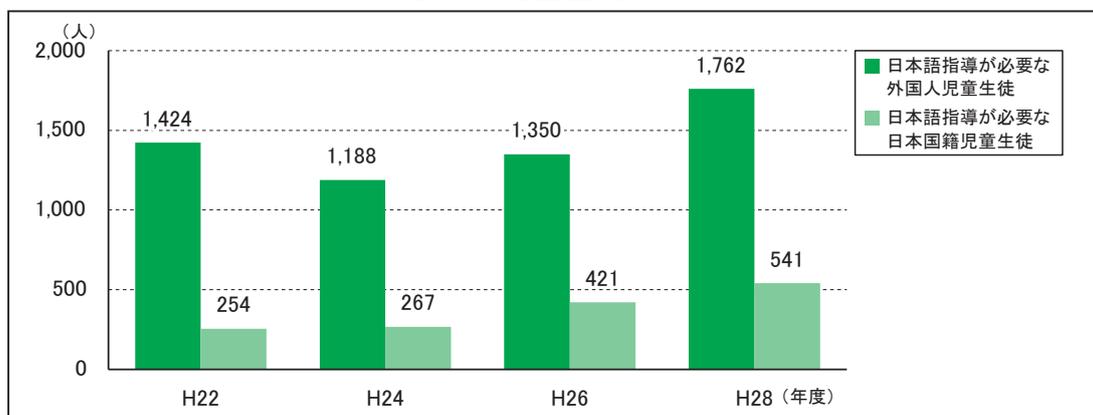
(9) 外国人児童生徒等

在留外国人や海外在留邦人などの増加に伴い、支援が必要な外国人児童生徒や帰国児童生徒などが増加しています。

文部科学省の日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成28年度）によると、日本語指導が必要な外国人児童生徒は1,762人で、前回調査に比べて412人増加しています。また、帰国児童生徒や国際結婚により家庭内言語が日本語以外の場合など、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒も増える傾向にあります（図表25）。

このような中、日本語指導ができる教員及び支援員等の育成・確保や学校相談体制の整備を推進するとともに、多様な背景をもつ子供たちの相互理解を図ることが必要です。

(図表25) 日本語指導が必要な児童生徒数（埼玉県）



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒※の受入状況等に関する調査」

※ この調査では、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指す。

(10) 犯罪被害、交通事故

青少年が犯罪に巻き込まれる事件が多数発生しています。少年の福祉と保護を目的とした各種特別法や、条例等に違反する犯罪による平成28年の検挙件数は、316件となっています（図表26）。また、声かけ事案※認知件数は、年々増加しています（図表27）。

一方、子供の交通事故死傷者数は減少傾向にありますが、依然として毎年多数発生しています（図表28）。交通事故の死傷者の内訳では、小学校4～6年生では5割、中学生では7割弱、高校生では8割弱が自転車乗車中となっています（図表29）。

青少年が犯罪や事故に巻き込まれることがないように、青少年への意識啓発や、犯罪・事故に遭いにくいまちづくりに地域全体で取り組むことが必要です。

※ 声かけ事案

18歳以下の者に対して「声をかける」、「手を引く」、「肩に手をかける」、「後をつける」等の行為で、略取・誘拐や性的犯罪等の重大な犯罪の前兆として捉えられる事案をいう。

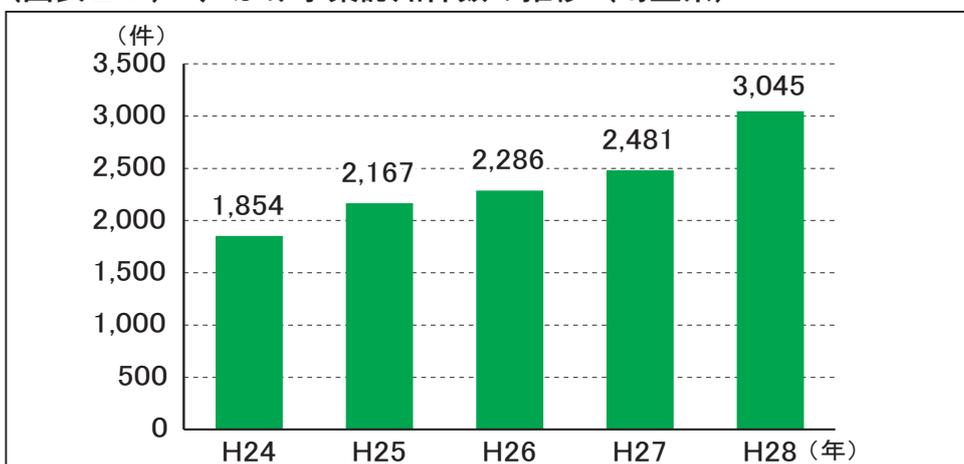
(図表26) 福祉犯罪の法令別検挙状況 (埼玉県)

単位:件

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 青少年健全育成条例 | 246 | 229 | 197 | 228 | 185 | 157 |
| 児童買春・児童ポルノ禁止法 | 65 | 65 | 57 | 80 | 86 | 88 |
| 未成年者喫煙禁止法 | 24 | 35 | 47 | 35 | 25 | 18 |
| 風営適正化法 | 11 | 11 | 17 | 16 | 13 | 8 |
| 児童福祉法 | 18 | 7 | 10 | 8 | 13 | 9 |
| 未成年者飲酒禁止法 | 10 | 7 | 6 | 12 | 5 | 7 |
| 労働基準法 | 1 | 2 | 6 | 2 | 1 | 1 |
| 出会い系サイト規制法 | 14 | 7 | 4 | 6 | 12 | 18 |
| 覚せい剤取締法 | 6 | 7 | 4 | 5 | 9 | 8 |
| 売春防止法 | 3 | 2 | 4 | 5 | 1 | - |
| 職業安定法 | - | 1 | - | 1 | - | - |
| 私事性的画像被害防止法 | - | - | - | - | 2 | - |
| 出入国管理及び難民認定法 | - | 1 | - | - | - | - |
| 学校教育法 | - | - | - | - | - | 2 |
| | 398 | 374 | 352 | 398 | 352 | 316 |

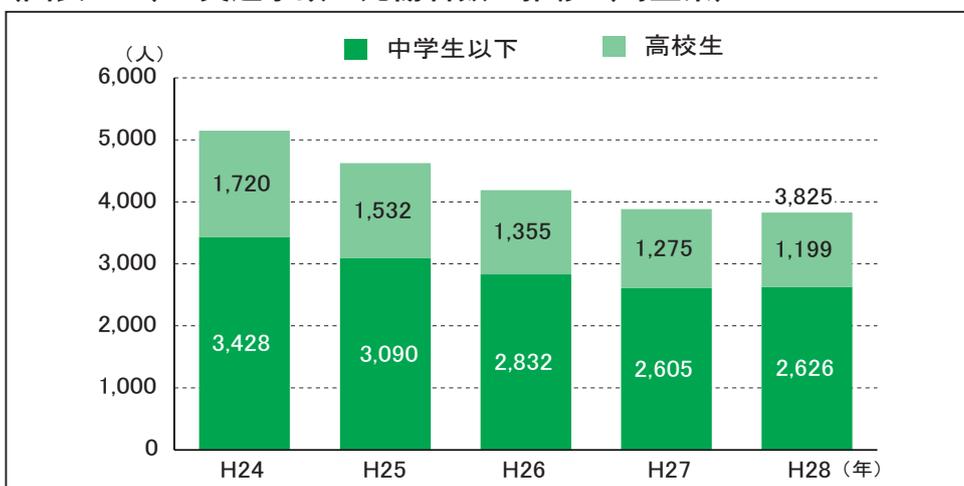
出典：埼玉県警察本部調べ

(図表27) 声かけ事案認知件数の推移 (埼玉県)



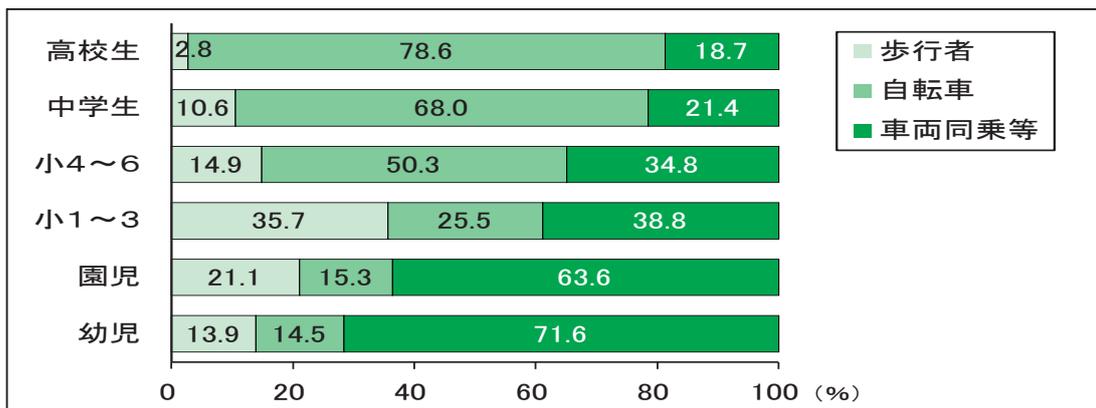
出典：埼玉県警察本部調べ

(図表28) 交通事故の死傷者数の推移 (埼玉県)



出典：埼玉県警察本部調べ

(図表29) 平成28年 高校生以下の死傷者数の状態別構成比(埼玉県)



出典：埼玉県警察本部調べ

(11) スマートフォン等の利用

本県の平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査によると、携帯電話・スマートフォンの保有率は小学生※では50.1%、中学生では58.3%、高校生では92.4%と、年齢が上がるにつれて上昇しています(図表30)。その利用時間数も年齢とともに上昇し、1日1時間以上の利用は、小学生で23.4%、中学生で67.4%、高校生では80.3%になっています(図表31)。

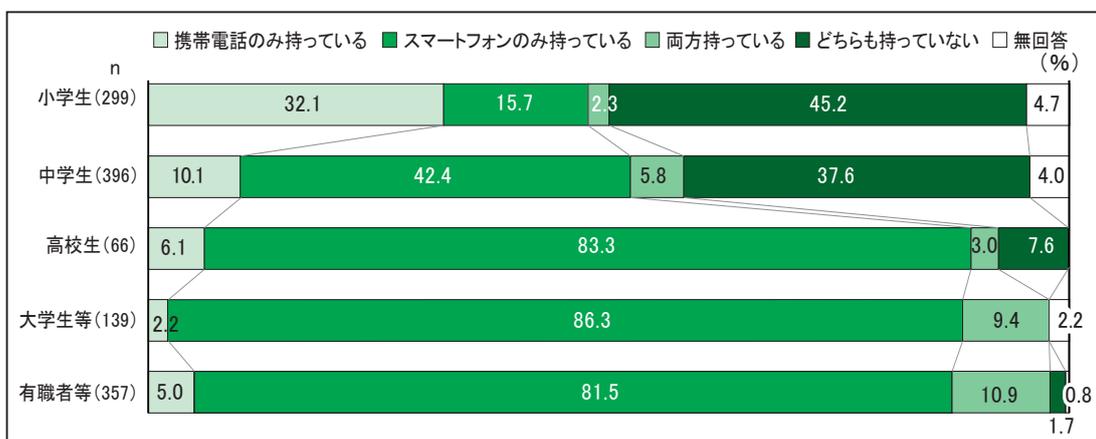
近年、スマートフォン等を始めとするインターネット接続機器の普及に伴い、長時間利用による生活の乱れ、ネットいじめなどのトラブルや有害サイト等を通じた被害などが深刻な問題になっています(図表32)。

青少年には、これからのインターネット社会を生きていくために必要なネットリテラシーを身に付けてもらう必要があります。

また、インターネット上には青少年にとって有害な情報があることを保護者や周りの大人が理解し、青少年が社会で生きていくための力やルールを身に付けられるよう指導し、見守ることが求められています。

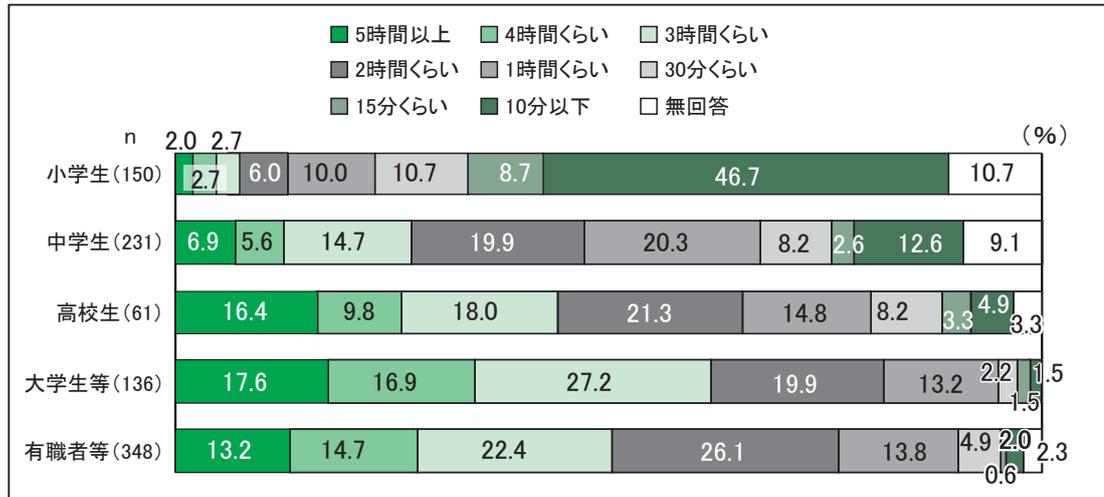
※ 調査対象者が満10歳以上のため小学校5～6年生を指す(以下同じ)。

(図表30) 携帯電話・スマートフォンの保有状況



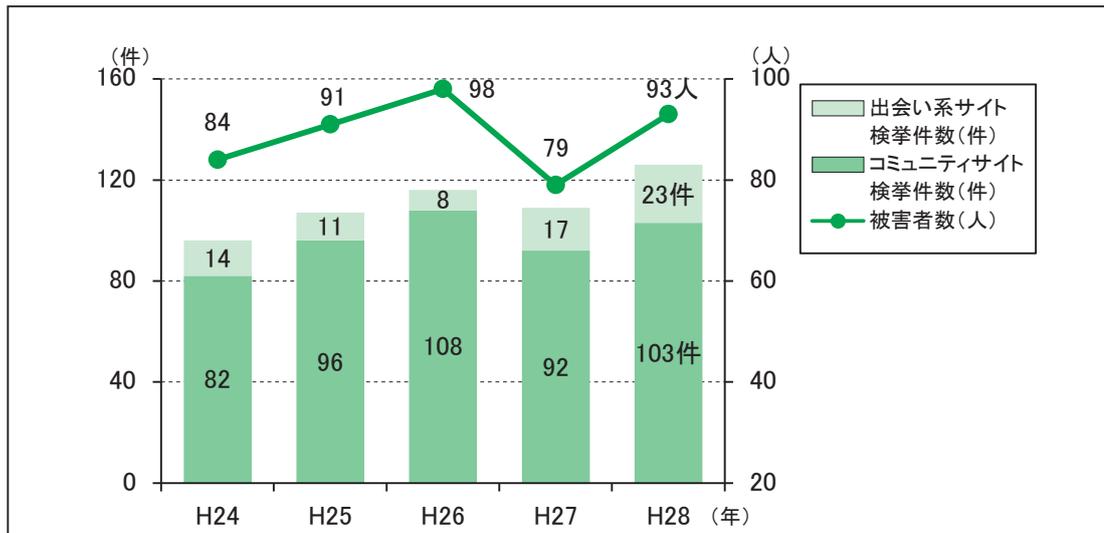
出典：平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査

(図表31) 携帯電話・スマートフォンの利用状況



出典：平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査

(図表32) 出会い系サイト・コミュニティサイトに起因した事件の被害者数、検挙件数 (埼玉県)



出典：埼玉県警察本部調べ